

千葉市国民健康保険居所不明被保険者取扱要領

1. 趣旨

国民健康保険事務の円滑な処理を図るうえで、居所不明被保険者の資格喪失を確認する際の取扱いを次のとおり定めるものとする。

2. 対応

一定期間以上の所在不明者については、実態調査を行い住民票の職権消除後、職権で資格を喪失させるものとする。

3. 対象者

対象者は届出のあった住所に居住の事実が一定の期間以上確認できないものとする。

例：納付書、被保険者証、督促状、催告書の返送者、納付相談員からの連絡により居所不明が確認されたもの等

4. 資格喪失年月日

資格喪失日は住民票の職権消除日とする。

5. 喪失処理

住民票が消除されていたことの確認をしたのち、喪失年月日をもって処理する。
(職権喪失処理)

6. 資格の復活

資格の復活は、住民票を回復した後、手続きをするものとする。

7. 被保険者証番号

資格の復活による被保険者証番号は、新番（新規加入者）とする。

8. 国民健康保険被保険者証の交付

資格の復活による国民健康保険被保険者証の交付は、国民健康保険被保険者証の交付に関する事務取扱要綱に基づくものとする。

9. 保険料

資格の復活による保険料の賦課並びに徴収は、復活月から実施するものとする。

10. 保険給付

資格の復活による保険給付は復活日から行うものとする。

11. その他

この要領の定めなき事項については、協議のうえ決定する。

12. 施行期日

この要領は平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和3年9月16日から施行する。